

めむろ子育てサポートガイド

すまいる+ちるどれん

芽室町は、暮らし、産み、育てるためのママパパとお子さんを
一貫してサポートします。

子育て全般に関すること

	項目	説明	連絡先
相談	こども家庭センター めむろん	子育てに関する相談の総合窓口です。母子健康手帳交付、妊婦健康診査費助成券の配布、サポートプランの作成、産後ケアの案内、その他子育て全般の相談に応じます。	子育て支援課 子育て支援係 62-9733 (相談専用電話) 62-7830

妊娠から出産まで

	項目	説明	連絡先
相談	母子健康手帳の交付 と妊婦相談	こども家庭センターにて、母子健康手帳をお渡しし、妊娠中の生活や健康について保健師が相談に応じます。	子育て支援課 子育て支援係 62-9733
	後期妊婦相談 (両親面談)	こども家庭センターにて、妊娠後期の健康状態を確認し、妊娠・出産・育児について保健師が相談に応じます。	
	妊婦栄養相談	妊娠後期に、妊娠中の食生活について、管理栄養士が相談に応じます。	
	産前産後相談室	妊娠中や出産後のからだや気持ち、母乳育児に向けた準備等について、助産師が相談に応じます。	
お金	不妊治療費助成事業	不妊治療の治療費の一部を助成します。十勝管外での特定不妊治療については、交通費・宿泊費も上限の範囲で助成します。 (女性だけでなく男性にも助成します)	子育て支援課 子育て支援係 62-9733
	不育症治療費助成事業	不育症の医療保険適用外の治療費及び検査費の一部を助成します。	
	妊婦健康診査費・産婦健康診査費の助成	妊娠中の一般健診の費用全額と、医師の判断の下で実施する精密検査の費用、産後の産婦健診の費用を全額助成します。(該当となる検査には限りがあります)	
	妊婦のための支援給付金	妊婦給付認定後に5万円、妊娠しているこどもの人数の届出後に妊娠しているこどもの人数×5万円を支給します。(母子健康手帳交付時、後期妊婦相談、新生児訪問時に面談し手続きを行います。)	
健康	ハロー 赤ちゃん 教室	パママ コース	パパの妊婦体験や沐浴指導など、妊娠・出産・育児について実技または疑似体験を交えて学習します。内容は第1子向けとなりますが、第2子目以降の方も参加できます。
		プレママ コース	マタニティストレッチ、妊婦さんに必要なバランスのとれた食事、骨盤ケア等についてのお話などをします。赤ちゃんの雑貨を作りながら、妊婦同士の交流もはかることができます。
	産前産後ヘルパー事業	産前産後のからだなどこころの不調を整えて育児ができるよう、支援員がご自宅を訪問し、家事や育児の援助をします。(利用条件があります。詳細は右記にお問い合わせ下さい。)	

乳幼児期に関すること

	項目	説明	連絡先
健康	新生児訪問 (産婦訪問)	生後1か月前後に保健師等が訪問し、成長・発達面や予防接種、健診などについてお話しします。(育児相談も行っています) 第2子以降のお子さんには保育士も同行します。	子育て支援課 子育て支援係 62-9733
	産後ケア事業	産後1年未満の方を対象に、助産師による母乳指導、産後の骨盤ケアやベビーケアを行います。沐浴などの育児手技確認や出産後の体調管理など様々な相談に応じます。(訪問の場合、自己負担500円)	
	乳幼児健康診査	1か月児、4か月児、10か月児、1歳9か月児、3歳6か月児を対象に健康診査を行っています。1か月児健診は、医療機関で受診する個別健診、その他の健診は、保健福祉センターでの集団健診です。いずれも費用は無料です。身体測定、小児科医・歯科医の診察、保健師・管理栄養士・歯科衛生士・発達心理相談員による個別相談などを行います。	
	子育て講座	保護者同士の交流や自己肯定感の大切さ、発達段階に応じた関わり方等子育てに関する基礎知識を学ぶ機会となっています。個別相談や身体測定も可能です。	
	乳児栄養家庭訪問	第1子目の方を対象に、生後5か月頃に管理栄養士が家庭を訪問し、離乳食の開始の仕方や進め方、作り方についてお話しします。 ご希望に応じて第2子目以降の方も対応します。	
	医療的ケア児支援	日常的に医療的ケア(吸引や経管栄養など)を必要とするお子さんが、幼稚園・保育所・学校等に通う際に、必要に応じて看護師等を派遣します。	
お金	子ども医療費助成	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までのこどもの医療費(保険適用分)の自己負担額を助成します。	子育て支援課 児童係 62-9733
	ひとり親等医療費助成	ひとり親家庭等の親とそのこどもの医療費(保険適用分)の自己負担額を助成します。(所得制限があります)	
	未熟児養育医療費助成	未熟児で入院が必要な場合、公費で医療給付が受けられます。	
	児童手当	高校生年代までのこどもを養育する方に支給されます。	
	児童扶養手当	高校生年代までのこどもを養育するひとり親家庭等に支給されます。(所得制限があります)	
	特別児童扶養手当	20歳未満の精神や身体に政令で定める程度の障がいのある児童を養育する方に支給されます。(所得制限があります)	
	保育料負担軽減	3～5歳児クラス(幼稚園は満3歳クラスから)の利用者負担額は無料です。3歳未満児の第2子目は利用者負担額が半額、第3子目以降は無料です。(世帯の所得等に応じて減額される場合があります)	
	副食費(給食費の一部)の無償化	保育施設等に入所している3～5歳児クラス(幼稚園は満3歳クラスから)の副食費に係る実費負担を助成します。	
	幼稚園の預かり保育料	共働きなど保育を必要とする事由に該当する認定を受けた場合は、預かり保育が無料になります(上限があります)。ただし、満3歳児は市町村民税非課税世帯に限りです。	
	病児保育利用助成	病気の急性期により町外の病児保育を利用した場合に、登録料・利用料を全額助成します。	
	使用済み紙おむつ施設処理費用の助成 ※芽室町独自	令和5年4月から、町内全ての保育施設で使用済み紙おむつの施設処理を実施し、処分にかかる費用の一部を町が助成しています。	
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	小学生までのお子さんを養育しているひとり親家庭等を対象に一時的に就学や疾病等による生活援助、保育所等の保育サービスが必要になった際、家庭生活支援員を派遣し、支援を行います。	子育て支援課 子育て支援係 62-9733
	新生児聴覚検査費用の助成	出産した医療機関で行う「きこえ」の検査にかかる費用を全額助成します。	
	予防接種費助成	定期予防接種の接種費用を全額助成します。	
	フッ化物塗布の助成	芽室町幼児フッ化物塗布実施歯科診療機関に助成券を提示することで、歯科検診・フッ化物塗布・保健指導について1回につき1,100円を助成します。	



乳幼児期に関すること

	項目	説明	連絡先
相談	健康相談	毎週月～金曜日、保健福祉センター(あいあい21)で、保健師による育児や発達の相談などを行います。	子育て支援課 子育て支援係 62-9733
	栄養相談	食事・栄養に関する疑問を解消し、正しい食生活を身につけることができるよう、管理栄養士が相談に応じます。	
	すくすくコール	妊娠・出産・育児について、母親をはじめ家族の持つ不安・疑問について保健師が電話で相談に応じます。	
	子育て支援センター	0歳から就学前までのお子さんと保護者・祖父母、妊婦が日中過ごせる広場を開放し、交流や地域の子育てに関する情報を提供しています。育児相談にも応じます。	
	発達支援センター	ことばや行動、人との関わりなどこどもの発達に関して、専門的な支援を行います。	
その他	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけを作るため、絵本を2冊プレゼントします。	図書館 62-1166
	一時預かり保育 (めむろかしわ保育園)	保護者の短期時間労働や傷病、育児疲れの解消等に対応するため、一時的な保育を行います。	子育て支援課 児童係 62-9733
	病後児保育 (めむろてつなん保育所)	病気の回復期にあつて保護者の就業などで家庭で看護することが困難な場合に、医師の指示のもと一人ひとりの体調に合わせて専門スタッフが児童の体力回復のため看護、保育を行います。	
	こども誰でも 通園制度	保護者の就労状況や利用理由を問わず、未就園の乳幼児が保育所等で一定時間過ごせる機会を確保し、こどもの育ちの応援と保護者の負担軽減・孤立予防につなげます。	
	ファミリー・サポート・ センター事業	「子育ての援助を行いたい人」と「援助を受けたい人」の橋渡しを行っています。産前産後の家事の援助、保育施設等終了後の預かりや送迎、リフレッシュのための預かり等を行います。	ファミリー・サポート・センター 62-0833

小・中・高校に関すること

	項目	説明	連絡先
居場所	子どもセンター (児童館・児童クラブ)	児童の放課後の安全安心な居場所として、概ね7～18歳の児童を対象とした児童館と、保護者の就労等により放課後留守になる家庭の小学校1～3年生までを対象とした児童クラブが併設されています(みなみっ子は児童館のみ)。様々な体験や学習、異年齢児交流などの活動を提供します。 また、民間が運営している上美生学童クラブとアンジャリでは、小学校6年生までの児童の受入をしています。	子どもセンターあいりす 67-0828 西子どもセンターみらい 62-9393 みなみっ子児童館 62-9988
	遊ぶ・食べる・学ぶ 風の子めむろ	小学生から高校生までの児童・生徒・保護者を対象とし、放課後や長期休暇等に学習や食事、異世代との交流やふれあいなどを通じ、子どもたちの様々な困難を早期に発見し子どもの育ちを支援する事を目的とした場所です。学習支援や食事、遊びの提供があります。	子育て支援課 子育て支援係 62-9733
相談	スクールライフ アドバイザー	学校のこと、友達や家族のことなどについて、スクールライフアドバイザーが相談に応じます。(高校に関することは除きます)	
お金	就学援助	小・中学生のお子さんがいて、経済的な理由により就学させることが困難な世帯に対して、学用品費や給食費などを援助します。	芽室町教育委員会 教育推進課 教育推進係 62-9729
	特別支援教育 就学奨励費	特別支援学級に在籍している小・中学生のお子さんを持つ保護者に対して、学用品費などを助成します。(所得制限あり)	
	私立高等学校生徒 授業料の補助	私立高校に通学しているお子さんがいて、経済的理由等から授業料の支払いにお困りの世帯に対して、授業料の一部を補助します。	
	大学等奨学金の貸付	保護者が芽室町在住で、大学・短期大学・専修学校・各種学校又は北海道内の公共職業能力開発施設(課程に制限あり)に就学する方に、無利子で奨学金をお貸しします。	
	インフルエンザ 予防接種助成	中学3年生及び高校3年生または、年度内満15歳、満18歳に達する子を対象にインフルエンザ予防接種費用を半額助成します。	
健康	学校給食の アレルギー対応	食物アレルギー対応が必要な児童生徒に対し、保護者と協議し医師から診察を受けた上で食物アレルギー対応食(除去食・代替食)の提供を行います。(小麦、大豆、飲用豆乳以外の豆乳に関してはアレルギー対応を行っていません。)	各小・中学校 学校給食センター 62-4498

生活支援に関すること

	項目	説明	連絡先
お金	生活保護	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を支援します。	健康福祉課 社会福祉係 62-9723
その他	公営住宅	住宅にお困りの所得が低い方に対して、低額で賃貸している住宅です。申込資格についてはご相談ください。申込要件を満たしていても、優先度判定の結果や住宅の空き状況により、相当の待機期間が必要となる場合があります。	都市経営課 建築住宅係 66-5961

その他

	項目	説明	連絡先
相談	子どもの権利委員会	虐待等またはいじめによる子どもの権利の侵害が起きた場合に、権利の回復や救済の相談に応じます。	子育て支援課 子育て支援係 62-9733
お金	新築住宅購入世帯 新生活応援奨励制度	町内で新築住宅を建築または購入した子育て世帯(15歳以下の子どもまたは母子健康手帳を持つ妊婦がいる世帯)または、39歳以下の夫婦に、めむろみなくる商店会が発行する M カードの M ポイント 30 万円分を奨励金として交付します。	魅力創造課 魅力発信係 62-9736
	中古住宅購入世帯 新生活応援奨励制度	町内で中古住宅を購入した子育て世帯(15歳以下の子どもまたは母子健康手帳を持つ妊婦がいる世帯)または、39歳以下の夫婦に、めむろみなくる商店会が発行する M カードの M ポイント25万円分を奨励金として交付します。	
	障害児通所支援の 利用者負担額の助成	児童福祉法に基づく通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)の利用者負担額(1割分)を助成します。	発達支援センター ちいむ 62-3159
	自立支援医療 (育成医療)	障がいのある又は医療を行わなければ障がいを残すと認められる児童を対象に、指定医療機関で治療効果の期待できる手術や通院に係る医療費を支給する制度です。	健康福祉課 障がい福祉係 62-9723
	障がい児福祉手当	精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に支給されます。(福祉施設に入所中は対象となりません)	
	在宅心身障がい者等 通院・通所交通費助成	自立や社会参加への訓練、治療を行うための施設(発達支援センターなど)およびリハビリ施設を有する医療機関へ通院・通所する在宅の方に対し、交通費の一部を助成します。	
その他	就労支援	障がいのある方の一般就労や福祉的就労(障害福祉サービス)の相談・サービス紹介等を行います。	

【施設のご案内】

子育て支援センター(げんき) 発達支援センター(ちいむ) 子どもセンター



【FOLLOW US!】



掲載内容は令和8年4月1日時点のものであり、年度途中で変更されることがあります。詳しいことは、お気軽に担当係までお問い合わせください。

芽室町 子育て支援課 子育て支援係 0155-62-9733